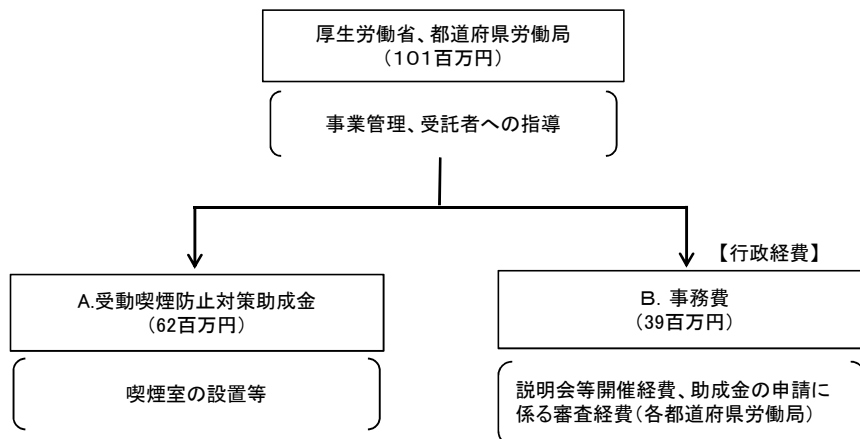


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	受動喫煙防止対策助成金等	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成23年度	担当課室	労働衛生課	泉 陽子				
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日) 労働政策審議会建議(平成22年12月)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本事業では、平成22年12月の労働政策審議会建議に基づき、事業場における受動喫煙防止対策が遅れがちな中小事業場における喫煙室の設置の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。 また、職場の受動喫煙防止対策の取組を推進するため、都道府県労働局から事業場に対する説明・指導を併せて行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全ての業種(平成24年度までは旅館、料理店又は飲食店を営む事業主が対象)中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2(平成24年度までは1/4)、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 また、職場の受動喫煙防止対策について、制度の内容に関する周知徹底を図るための説明会等を実施する(平成24年度まで)。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算		329	608	785	787	
		補正予算						
		繰越し等						
		計		329	608	785	787	
		執行額		36	101			
	執行率(%)		11	17				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	【平成23年度まで】 受動喫煙防止対策(全面禁煙又は空間分煙)を講じている事業場の割合		成果実績	%		48		
			達成度	%		(48)		
	【平成24年度】 平成24年度中に実施するアンケートによる実態調査で、「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を、70%以上とする。		成果実績	%			集計中	70
			達成度	%			集計中	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	各都道府県で1回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)を行う。		活動実績 (当初見込み)	都道府県		44	47	
						(47)	(47)	(47)
	【平成23年度まで】 受動喫煙防止対策助成金の支給に係る予算の執行率		活動実績 (当初見込み)	%		4.2		
						(90)		
	【平成24年度】 助成金の1か月当たりの平均申請件数について、平成23年度実績に対し5割以上増加させる。		活動実績 (当初見込み)	件			6.9	
						(4.5)		
【平成25年度】 助成金の1か月当たりの平均申請件数を14件(平成24年度実績比約2倍)以上とする。		活動実績 (当初見込み)	件				(14)	
単位当たりコスト	756,663(円/件)		算出根拠	助成金の支給額：62,803,000円 助成金支給実績：83件 62,803,000÷83=756,663(円)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0	1	検討会の開催による増				
	職員旅費	3	3					
	委員等旅費	0	1					
	庁費	22	22					
	事業費(補助金)	760	760					
	計	785	787					

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国 必 要 投 入 の		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、がん対策推進基本計画において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。以上により、国民のニーズは高く、国費を投入する必要がある。	
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業である。全国的にまんべんなく支援が必要なため、国が主導で行うべき事業である。	
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成23年の時点で48%であり、空間分煙を行うおとする中小事業主を直接支援している事業である。	
事 業 の 効 率 性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。	
		単位当たりコストの水準は妥当か。	○	申請の審査を実施する都道府県労働局において、厚生労働省の通達等に基づいた厳格な審査を実施している。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	受動喫煙防止対策に取り組む事業者(一定業種の中小企業事業者に限定)への支援のための助成金のほか、助成金支給に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知・徹底を図るための説明会など、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係していると推測される。		
事 業 の 有 効 性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は、顧客が喫煙することにより労働者の受動喫煙対策が遅れがちな飲食店、旅館等を経営する中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の支給までに、有効な措置のみに助成していることから、実効性としては高いと考えている。 また、喫煙室を設置し、そのほかを完全禁煙とすることは、受動喫煙防止対策として実効性の高い手段であると考えられる。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	×	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、改正法案が平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、受動喫煙防止措置が未だ事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係している	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業では、受動喫煙防止措置について要件を設け、審査によりそれに合致した措置のみを助成対象としていることから、助成した事業場における受動喫煙防止措置として十分活用されている。	
重 複 排 除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果		成果目標は集計中、活動指標は達成しており、第12次労働災害防止計画においても重点施策とされていることから、引き続き事業を実施する。 なお、助成金制度について、これまでの活動実績を踏まえ、より効果的に受動喫煙防止対策を推進するため、平成25年5月16日より助成率を1/2に引き上げ、助成対象を全業種に拡大したところである。			
	外部有識者の所見				
執行率を勘案し予算額への反映が必要。(長崎、井手)					
事業内容の改善: 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	平成25年2月策定の第12次労働災害防止計画で「平成29年度までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする」という目標が設定されたため、一部新規施策分が増となっている。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	0090	平成24年	0932

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.A社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
受動喫煙防止 対策助成金	助成金支給	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	喫煙室の設置等	2		
2	B社	喫煙室の設置等	2		
3	C社	喫煙室の設置等	2		
4	D社	喫煙室の設置等	2		
5	E社	喫煙室の設置等	2		
6	F社	喫煙室の設置等	1.9		
7	G社	喫煙室の設置等	1.9		
8	H社	喫煙室の設置等	1.5		
9	I社	喫煙室の設置等	1.4		
10	J社	喫煙室の設置等	1.4		